

第5回山形県景観審議会議事録

- 1 日 時 平成21年2月10日(木)13時00分から15時00分
- 2 場 所 自治会館 602号室
- 3 出席委員 中村会長、山畑会長代理、相羽委員、石川委員、岩鼻委員、小山委員、沼田委員、日原委員、堀委員、宮原委員、前内委員 11名
欠席委員 伊藤委員、志村委員、半田委員、宮城委員 4名
- 4 審 議

(中村会長)

年度末のお忙しい時期に御出席賜りありがとうございます。昨年2月に発足しましたこの審議会ですが、今日5回目であります。前回の審議会までは制度関係について審議してきましたが、今回はいよいよ制度に基づく景観重要建造物、樹木の指定という行為が初めて出てまいります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思います。はじめに、景観法第19条に基づきまして、寒河江市と大江町の間を流れる最上川に架かる「旧最上橋」の景観重要建造物の指定について諮問されておりますので、事務局から御説明お願いたします。

(事務局)

「景観法第19条の景観重要建造物の指定について(旧最上橋)」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございます。この件に関しては、御審議いただく前に、現場を山畑委員が御覧になっているということですので、御報告をお願いいたします。

(山畑委員)

旧最上橋を実際に歩いて、また橋の下から、それから楯山公園の上からといろんな角度から眺めてきました。土木学会の近代土木遺産でランクAという評価を受けている構造物としての価値そのものもありますし、特に楯山公園から見ますとちょうど最上川が蛇行しているところに、非常に目に付く、非常にいい形をした連続アーチ橋であると思います。また、橋の下、雪の中をちょっと歩きましたけれども、下から見上げられるアーチとか、いろんな角度からこの橋というのは眺められる場所にありました。昭和15年に建設されて、いろいろと補強がされておりましたが、現在まで生き残っているということは、地元の方からも相当愛着を持って親しまれていたということがよく分かりました。兩岸の町の風情は、寒河江側と大江側で多少違うのですが、それぞれおもしろい風景になっておりますので、非常に景観重要建造物としても重要な価値があるのではないかと思います。

(中村会長)

ありがとうございます。それでは、以上の御説明に従いまして、質疑その他御議論がありましたらお願いいたします。

(石川委員)

この旧最上橋についての指定について異議はないのですが、その前段として、眺望景観資産の指定の仕方について、指定の方針で原則として提案によるというふうになっています。今回は大江町からの提案があって、それで指定するかどうか審議するという形になっているわけですが、もっと価値のあるものがほかにもあるわけです。同じ橋でも、例えば上山のめがね橋。あ

れも非常に景観もよければ、構造物としての価値も非常に高いものです。ほかにもあるわけですが、そういったものを除いて、今回これを特に指定するという格好になると思うのですが、その辺どのように理解したらいいのか。その辺をお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、今日の資料に視点場としての旧最上橋ということで、橋自体が視点場になっているというのがありますけれども、眺望景観として考えた場合に、視点場だけの指定というのがあるのかどうか、この辺もお伺いしたいと思います。

例えば、山形県内で特に景観の優れている視点場として八幡町と松山町にかかるところにある眺海の森があります。ここは阿部次郎が愛した場所でもあります。優れた視点場になっていて東西南北 360 度、90 度ごとに全部全く違う景観がものすごい迫力で、見ることができるわけですが、こういった視点場だけの指定というのがあるのかどうか、その辺の考え方を聞きしたいと思います。

(中村会長)

ありがとうございます。事務局からどうぞお答え下さい。

(事務局)

今回の景観重要建造物の指定の提案については、法律に基づいて提案をしていただいたものです。景観重要建造物とか樹木は物の指定になります。今日 3 つ目の議題に挙げております眺望景観資産というのは眺めの指定ということになりますが、今回のものは眺望景観資産の指定ということではなくて、建造物の指定ということになります。

それから、視点場だけの指定があるのかというお話ですけれども、今回は建造物という物の指定になるわけですが、この建造物を視点場として見た場合にこういったいい点があるという説明をさせていただいたものです。

(中村会長)

石川委員の後半の御質問に関しては、今日の 3 番目の議題に関係するのではないのでしょうか。3 番目には、今の視点ないしは視点場だけの指定も含めて眺望景観資産の指定の方針についてという議題があがっていますので、そちらで審議なされるのではないかと思います。

今回の景観重要建造物については地元から提案があったわけですね。そうではなくて、石川委員の御質問は、例えばこの審議会が、「ここは指定に値するのではないか」というようなことを提案することはできないかという、そういう御趣旨かなと思います。

(事務局)

そういったこともできることにはなっておりますが、今回作りました条例というのは、このように建造物を指定して終わりということではなくて、その後、地域づくりやまちづくりに生かしていこうというような条文も設けておりますので、基本的には提案による指定が望ましいと考えております。

(事務局)

少し補足しますと、景観法に基づく景観重要樹木とか建造物は基本的に物になります。後ほど御議論いただく眺望景観資産とちょっと性格を異にしている部分がございます。県が自ら所有している物であれば、県が指定できる部分が相当あるのかと思いますが、当然その管理者の意向もございますので、提案を主体として考えているということでございます。

(石川委員)

橋だけに限ってもほかにも貴重な橋があるわけで、個人的には景観審議会がどんどん指定していった、地元の意識を喚起するという機能を担ってほしいのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

(中村会長)

石川委員の御質問の趣旨はよく分かります。ですから、この審議会でも、「あそこがいいではないか」とか、「こっちはいいのではないか」とか、御意見をこれからも出していただいて、それを事

事務局にお伝えするという考え方でよろしいと思います。最終的には管理者の了解がないとどうにもなりませんので、管理者から提案していただくそういう形になると思います。ほかに何かございませんか。

(岩鼻委員)

この大江町の橋の背景について、ちょっと補足をさせていただきます。現在、世界遺産の登録へ向けて、最上川の文化的景観の検討が進んでおります。県の方で、まず文化庁に国の重要文化的景観の選定の申し出をして、文化財として登録をしていただくことを目指して動いております。市町村の中では、唯一大江町が国の重要文化的景観の指定へ向けた委員会を作って動き出しております。先日、楯山城跡が国の史跡の指定になったわけですが、楯山城跡ですとか左沢の港町の景観も含めて、現在、国の重要文化的景観の地区指定といった作業を進めておりますので、国の文化財指定に向けての一つの柱として、この旧最上橋を指定していただければ、選定の申し出の非常に大きなメリットになるだろうと思います。大江町のほうからそういった意図も含めて、御提案があったのではないかというふうに思われます。私も大江町の委員を務めておりますが、ぜひこの指定をいただければ、文化財指定に向けて弾みがつくものと思いますのでよろしくお願いたします。

(中村会長)

現在、文化的景観の指定の審議というか、手続きが行われているわけですか。

(岩鼻委員)

現在、県とこの大江町の委員会で素案づくりを進めているところです。

(中村会長)

そうですか。そういう状況にあるということで、もしこれでお認めいただいた場合には、景観法に基づく重要建造物の指定のほうが一歩先行するということになると思います。

登録有形文化財はなっていないのですね。

(事務局)

登録有形文化財にはなっていません。

(中村会長)

なってないのですね。いろんな制度がだぶって指定されるということはあるわけで、われわれは景観法に基づく指定を担当しておりますので、そういう方向で動きたいと思います。ほかに何かございますか。

(宮原委員)

旧最上橋の指定については異論ないですが、先ほどの石川委員の御発言にもありましたが、審議会の中で審議する案件については、いま岩鼻委員がおっしゃったように、世界遺産等これから県が戦略的に押し進めていかなければならないものもあるので、山形遺産のリスト等を参考にこれから指定していこうとするリストを作ってはどうかと思います。その中で例えば、「世界遺産登録があるので少しこれは急いで審議会のほうで審議しましょう」とか、順次そういう県土の中の大切なものを指定していくような見通しをたてた上で、審議会へ審議がおろされてくるほうが、わたしたちも判断をしやすいような気がいたしました。以上です。

(中村会長)

分かりました。ごもっともな意見だと思いますが、事務局から何かコメントありますか。

(事務局)

先ほど提案を主体にとはいいましたが、ただいまの委員から御意見のとおり、やはり山形県として、本当に大事なものをやっていくというのは大切な視点だと思います。世界遺産の動き、それから山形遺産の動きがございますので、そちらの担当部局と調整をしながら考えてみたいと思います。

(中村会長)

そうですね。最終的には建造物の管理者が了解しないとどうにもならないけれども、県の役割として、全体でどういう財産があるのかというのは腹案として持っておいていただき、そちらの方向になるべく誘導していただきたいと思います。一つお伺いしますけど、ここの河川(最上川)の管理者はどなたですか。県ですか。

(事務局)

国土交通省になります。

(中村会長)

国交省ですか。国交省も河川管理の上では、最近はあまりこういうアーチはなかなか造らないのですが、これは問題ないのですね。

(前内委員)

この区間は特に問題ございません。新たに築堤をするつもりがないところですし、こういったところは、わたくしども国としても大事にしていきたいと思っております。

(中村会長)

どうもありがとうございました。

(堀委員)

内容についてではないのですが、気になった点があります。橋梁に視点場という言葉をあてていますが、やはり景観の議論をする以上、正確な用語を使う必要があると思います。この場合は視点だと思います。視点と視点場の使い分けというのがほとんど全国的に混乱をきたしていると思いますが、山形ではちゃんと専門的に正確な用語が使われたらどうかと思います。これは視点だと思います。それが気になりました。

それからもう一つは、法律を作ったときを思い返してみると、景観重要建造物とか景観重要樹木は、所有者の相続税とかを何とか救済して、それによって物を守っていきこうということだったと思うのです。それで、公共のものは別途景観重要公共施設として規定されている。そのこの仕分け、何がどういうふうになるのかというのを、特に市町村とか所有者の方によく分かるようにする必要があります。まだまだ景観法はよく理解されていないと思うので、指定されるとどういうお得なことがあるのか、同時にどういうことが起こるのかということをよく周知することが必要だと思います。

指定されると面倒くさいことになると、大抵の人は嫌がりますよね。今回はもちろん公共施設なので特段支障ないと思うのですけれども、これから個人が持っている建物とか、民間の持っている樹木という話になってくるとだんだん「うるさいと言われるのはかなわん」ということが、通常起こります。その辺をよく認識をしていただくためにも、十分な説明が必要だと思います。

(中村会長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

用語については再度チェックさせていただきます。それから相続税については、当初、規制により使用収益が制限されている分の価値を適正に評価するように調整が図られていました。景観重要公共施設と景観重要建造物の違いということですが、整理をしていかなければならないと思っております。再度、用語の使い方や趣旨等をきちんと分かるような形の資料等を整理して、これから提案される方に向けて、説明できるようにしたいと思います。

それからもう一つ、景観重要建造物に指定された場合のメリットですが、国に景観形成総合支援事業がございます。修繕等にかかる費用を補助するという制度です。そういった意味で、規制の部分はありますが、メリットもございますので、やはり所有者がそういうことを理解していけば、拡大していくと考えております。

(中村会長)

ありがとうございます。堀委員から最初あった視点場という話については、この橋の場合は視点としての価値があるので視点場という言葉を使ってもおかしくないと思います。この橋はパラペットがオリジナルな形をそのまま守っていて、非常にデザインに特色がある。そのパラペットとバルコニーが視点場のエレメントにとって非常に重要なものになっているということで、この場合は視点場という言葉を使ってもおかしくないと思います。今後のメンテナンスの上でもこの部分には注意しなければいけないものだと思います。

(堀委員)

視点と視点場が違うということをよく分かるように説明してもらいたいということで発言しました。つまり、ここに書いてある最上川の蛇行した線形が見えるというのは視点の話だと思います。視点場というのは、その場所の状況ですから、そこはぜひ書き分けて分かるようにしていただきたいと思います。

(中村会長)

分かりました。それについては、今後御留意いただきたいと思います。

(相羽委員)

景観重要公共施設は景観計画の中で整備の方針まで定められている。また、今回は景観重要建造物の指定になるわけですが、景観重要公共施設も、両方とも景観法の中に位置付けされている。景観重要建造物にするのと、景観重要公共施設にするので、主にどのように違いがあるのか教えていただきたいと思います。

(事務局)

景観重要建造物というのは物の指定です。一方、景観重要公共施設ですけれども、正確には景観重要公共施設の整備に関する事項を景観計画に定めるということになっています。あくまでも整備をするときには、こういった形で整備をしようということを書くのが景観重要公共施設の整備に関する事項になります。ですから、景観重要公共施設は整備をするときの方針というか、整備の内容について定めるものですが、今回の場合は物の指定ということになります。

(中村会長)

それでよろしいですか。

(相羽委員)

今回、景観重要建造物に指定した場合には、公共施設ですから相続税などのメリットが関係ないということであるとその保全に努めるということが一番の目標になるということですね。そうすると、景観重要建造物として保全して、その周辺との絡みで何かいろんな整備事業をしようとか、周辺の整備まで整備計画の中に織り込んで、そのために核としてこれを指定しようというような場合の手法として、景観重要公共施設とどっちがいいのかというようなことで悩ましい。

今回の建造物についての指定には賛成するのだけれど、その位置付けとか、その違いはどうですか。それから先ほど出てきましたが、重要文化財の場合は指定しないということが法律に書いてあります。そうすると、これを指定した上で、例えば後で重複して重要文化財になるのはかまわないけれども、重要文化財を景観重要建造物として指定することはできないという、そういう関係にあるのかということも含めて、その辺を教えていただけますでしょうか。

(事務局)

これを指定したあとに、この橋を景観重要公共施設に位置付けて整備に関する事項を定めることはできますが、その周辺までを含めたということになりますと、これを核にして、例えば市街地が隣接していますので、そこで景観計画を作って守っていきましょうとか、そういった別の手法と組み合わせが必要になると思います。

それから、これが国の重要文化財に指定された場合には、国の重要文化財は景観重要建造物に指定できないということが法に定められていますので、そちらに指定された場合には今回の指定

が解除になります。

(中村会長)

国の重要文化財に登録された場合には、あとからそれを景観法に基づく指定はできないということになるのですか。

(事務局)

できません。

(中村会長)

もし、仮に登録有形文化財だった場合にはできないわけですか。

(事務局)

登録有形文化財はできます。

(中村会長)

重要文化財はできないということなのですね。

(相羽委員)

その場合、解除しないとイケないのですか。あとから国のほうが指定したのだからそのままでもいいじゃないかというわけにはいかないのですか。解除になりますか。

(事務局)

はい、解除になります。

(中村会長)

細かいところに釈然としないところがありますけど、今日はこれを建造物に指定してよろしいかどうかという点について審議したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(沼田委員)

この橋の形状は大変すばらしいと思うのですが、写真的に見ると、電線がちょうど橋の上にあるのと、橋の奥に見える白いガードレールが気になります。やはり、橋をきれいに見せるとか、美しく表現するには、そういうものがすごく煩雑な感じがします。遠景で見たらこういうのは見えないのですけれども、ガードレールの手前側だけ少し茶色に塗るとか、目立たないグレーにするとか少し配慮するとぐっと良くなるのではないかというような気がいたしました。その辺りも配慮しないと世界遺産にはちょっと難しいのではないかと思います。

(中村会長)

ありがとうございました。御発言のとおり、これが指定されたら、関係者の皆さんには、是非御注意いただきたいと思います。いずれそういう点についても県が何らかの形で留意して、関係者を誘導していただければありがたいと思います。

それでは、ほかにも案件がございますので、この件に関しては様々な御議論がありましたけれども、それらに留意しながら建造物の指定について結論を出さなければいけないのですが、採決を行ってよろしゅうございますか。

それでは、本件の指定について御異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、審議会としては「異議なし」と答申することにいたします。どうもありがとうございました。この件は、この審議会としては最初の景観重要建造物の指定ということになりまして、非常に歴史的な瞬間でございました。御協力ありがとうございました。

それでは、引き続いてもう1件ございます。二つ目の審議でございますが、景観法第28条の景観重要樹木の指定です。米沢市の「万歳の松」の指定について諮問をされております。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

「景観法第28条の景観重要樹木の指定について(万歳の松)」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。この件については、相羽委員から補足説明がございますね。

(相羽委員)

現地を見てまいりましたので、ひとこと申し上げます。

特にランプの出入り口というのは、わたしの実体験から言っても、「山形に帰ってきた」というように感じる場所で、そういう場所にこのような松があるというのはすごくいいなというのが一つです。

それと、この景観重要樹木を指定したあとに、「さすが景観重要樹木にふさわしい」というような公園の整備が、専門家(ランドスケープデザイナー)によって、周到に行っていたきたいというのを非常に強く感じた場所だということを付け加えておきます。この審議会でも何か形にできるのかどうか分かりませんが、そういういい場所でした。

(中村会長)

どうもありがとうございました。それでは御説明が終わりましたので、質疑その他御議論がありましたらお願いいたします。

(堀委員)

景観という考え方は、どこから印象深く見えるということなので、この場合、国道13号からの見えというのが大事だと思います。木が立派だという話ではない。景観ですから、みんなが見るところからいい風景になっているということなので、国道13号からの見えが現況どうなっているのかということをお示しいただけますか。

(事務局)

国道13号を車で走って撮った写真というのは、申し訳ありません。撮っていません。

(堀委員)

今後はそういう意識を持っていただけますか。

(事務局)

はい。国道13号側からの近景の写真はあります。

(堀委員)

これは、国道13号よりも近づいていると思いますね。それで、何でそんなこと言うかということ、百も承知でしょうけれども、視点の場ですね。道路を視点としたときの視点の場。ガードレールとかいろいろなものがあります。そういうものによって印象って随分変わるので、従って、現況がもし、本来のこの木の良さを損なっているようだったら、一層このインターチェンジの設計のときに工夫をしてもらいたいと思うのです。インターチェンジというのは御承知のようにガードレールで囲まれますので、それがイメージできるような国道13号からの見えになっているのかということを見てみたいと思ったのが一点です。

それから、こういう木は1本の木がそこにあるということよりも、そういう風景をつくってきたということがとても大事なことになります。どういう場所に植えてきたのか。どういう集落から見ていたのかということがすごく大事なのです。先ほど小学校の敷地の中にあつたというお話がありましたけれども、おそらく小学校のほうの後だと思うのです。その前の由来とか、調べられる範囲でなるべく調べておくと、この地域にとってのこの木の意味というものがより一層分かると思います。

文化財保護法の指定の樹木というのは、その木が学術上珍しい。例えば世界でここにしかないとか、非常にこの樹種としてはものすごく長寿であるとか、そういう自然科学的な観点から指定するわけですが、景観法の考え方は全くそうではないのです。その地域の人たちにとってどういう役割を持っていたか。どういう風景を形成したのかということですから、ぜひ由緒とか来歴とか、そういうことがやっぱり大事だと思いますので、調べられる範囲で調べていただきたいと思います。例えば、よくあるのがやはり街道の分岐のところにあつたとか、昔は街道が通っていたとか、あるいは小学校ということですから、ひょっとすると城跡、館の跡とかかもしれません。そういう地域にとって大事なものを忘れないようにするために、そのところに1本の木

を植えるというのはしばしば特に山形では行われてきたことなので、その地域にとって何らかの意味がこの木にずっとあったと思うのです。それを知りたいと思いました。

それから、相羽委員が言われたように、この公園のデザインというのは極めて重要ですから、禍根を残さないように、市に対してその辺りはぜひ慎重にやって欲しい、「場合によってはチェックをしますよ」くらい言ってもいいくらいではないかと思います。よろしくお願いします。

(中村会長)

どうもありがとうございました。何か事務局からコメントありますか。

(前内委員)

NEXCOから事業を引き継ぎまして、いまインターおよび国道13号の整備を担当しています国土交通省です。御指摘のガードレール、いわゆる防護柵でございますが、現在、既存の白いガードレールを更新するときに、落ちついた風合いの暗めの茶色の色のパイプ型に順次交換しております。また、これから新しくつくるところにつきましては、最初から白い板タイプではなく、ピーム型の落ちついた風合いのものを付けるようにしてございます。

(沼田委員)

インターができるということで、かなり交通量が多くなるわけですね。松は大丈夫なのですか。

(前内委員)

これはいわゆる高速自動車国道ということになりまして、環境影響評価をやってございます。その中に窒素酸化物、一酸化炭素、あと浮遊粒子状物質、こういった項目でやっております。松が立ち枯れするようなすごい交通量が走るところでもございませぬので、そこは御安心いただきたいと思います。

(石川委員)

ここには天然記念物等の指定はないということですが、盛土がなっていたり、囲いがあったり、根が大事にされていたり、保存会が大事に手入れしているという感じがするのですが、これは保存樹的な指定というのはないのですか。景観上の指定があった場合に保存樹の指定と重複することはないのか。山形市ではほとんどが保存樹の指定になっていると思います。

(事務局)

米沢市に確認したところ、保存樹ではないということです。

(堀委員)

断面図も出ていたかと思うのですけれど、この中を公園にするのであれば、人を入れるということですかね。そうすると難しいのですけれども、ガードレールを一切出さなくて、アースマウンドで対応する。わたしが道路公園に設計アドバイスをして何度かやったことがあります。要するに1回地形を下げて、もう1回上げると、車がそれよりも逸脱しないので、ガードレールを外すことができるわけです。やはり、真ん中の松が印象深くなるには、極力構造物を出さないようにして、アースワークで対応できるのではないかなと思います。

ただ、人を入れるとなると、その辺の取り合いとか、どこの範囲まで人が入るとか、いろいろ検討が必要ですけど、よくよくこの設計はうまくやっていただきたいなと思います。

それから、木というのは御承知のように、その木が生えている大地の地形の形に大きく印象が依存するという特徴があります。地形をうまくきれいにつくってやるということがとてもこの木を活かすのに大事なことだと思いますので、そういう意味からも公園の設計の際のアースワークはぜひ大事にしていきたいと思います。

(中村会長)

このランプはもう出来上がっているのですか。これからですね。それでは、堀委員がおっしゃるようなことに御留意いただいて、ランプの盛土の勾配は、標準勾配じゃなくて少し緩くしていただいてはいかがかと思います。

(前内委員)

ガードパイプはドライバーの目線より低い60センチぐらいになっています。これから、その辺りは実際に現場に入るときに留意してやっていきたいと思います。アドバイスありがとうございます。

(中村会長)

できればガードレールなしでいければ一番いいのですけどね。

(前内委員)

さすがに、その辺はいろいろな問題がありますので、よく現場を見て判断したいと思います。

(中村会長)

どうぞ御検討ください。ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

(相羽委員)

この木の隣に小学校の校舎が建っているのですが、例えば、札幌の北側の町にアルテピアッツァという彫刻家 安田 侃(かん)さんの作品が展示されている公園があり、廃校になった小学校跡地に校舎を一部残しながら非常にうまく公園として使っているのですけれども、そういうことも少しは検討されているのか、やはりここはもうその小学校の記憶を残さずにやるということなのか。それが一つです。

それからもう一つ、この松のところに行くには国道13号と、そのランプの下のアンダーパスを通ることになりますけれども、その道を山のほうに上って行くことになります。逆に山のほうから道を下ってくると、ちょうど松と重複するような位置に何かちょっと大きな木があったりするので、この松がどこから見ても目立つようにちょっとそれを動かすとか、そういうことも含めて整備計画を是非御検討いただいて、「さすが」というものをつくっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

今、小学校の一部が残っているわけですがけれども、市のほうとしては、あの小学校を残す計画にはなっていないということです。

(中村会長)

よろしいですか。はい、小山委員、どうぞ。

(小山委員)

質問ですが、この公園の駐車場の計画はどうなるのでしょうか。公園のすぐ傍に駐車場が設置されてしまうことになっているのでしょうか。

(事務局)

公園は、これから計画をすると聞いていますので、まだ具体的な検討はされていません。県としては、この松を指定した場合には、松を有効に活用した公園計画をつくっていただきたいと考えています。

(小山委員)

その場合、駐車場が目立つようなことはなく、松が目立つようにしていただければと思います。

(中村会長)

公園は市が整備されるのですね。そうすると、道路は直轄ということで国の担当でしょうから、二つの機関でよく話し合っていて、特にその境界部分に問題が起きやすいものですから注意していただければと思います。

それではこの件について採択に入ってもよろしいでしょうか。では、改めてお諮りいたします。本件の指定について御異議のない方は挙手をお願いいたします。

どうもありがとうございました。挙手多数ですので、本審議会としては「異議なし」と答申することにいたします。

それでは、議題の3番目でございます。これは最後の審議事項になりますが、「景観条例第26

条の眺望景観資産の指定の方針について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

「景観条例第 26 条の眺望景観資産の指定の方針について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。この件は、眺望景観資産についてどうするかという件をわれわれに諮問されているわけですが、今日皆さんから御議論いただいて、それに基づいて原案を作り直していただいて、決定するのは次回以降と考えてよろしいですね。ということですので、今日は結論を出しませんので、お気づきの点、何でも意見を出していただきたいと思います。

日原委員、どうぞ。

(日原委員)

今の説明で見せていただいた事例では、大景観から中景観、小景観までございますけれども、近景というのもありなのでしょうか。米沢の芳泉町の事例のような集落のような景色も眺望としてあり得るということなのでしょうか。

(事務局)

主たる対象物に建造物も指定していますので、こういった眺めも指定はできるということになっております。

(中村会長)

今の日原委員の御意見は、こういう小さな景観は、この眺望景観の範疇に入れなくてもいいのではないかという御趣旨ですか。

(日原委員)

そういうわけではないのですけれども、範囲がものすごく広いので、個人で気に入った景観があれば無制限に提案される可能性がありますので、一人で何件も応募してきたらどういうことになるのかなと思いました。

(中村会長)

それについて、事務局の話ではこういうものも、現在は含むと考えているということですね。

(事務局)

資料の指定の方針の基本的な考え方の中で、「県内外の人々を引きつけ」ということがございます。従いまして、数も 100 ぐらいにしているというのは、おおよその目安としては各市町村 2、3 個ぐらいの見当で少なくとも県を代表する景観というのが基本にあります。

ですから、近景が何でもよろしいということではなくて、やはり山形を内外にピーアールできるようなものと考えております。無制限に提案が出てきたとしても、それはこの審議会にお諮りして、その判断がなされるのかなと思います。

また、提案については、個人ではなく、最低でも町内会単位でございますので、一個人が無制限に提案するということはありませんというふうに考えています。

(中村会長)

日原委員の御質問の趣旨は、いくつ指定するかというそういう話じゃなくて、大景観と近景は本質的に違うのだから、それを一緒にやる必要はないのではないかという御趣旨じゃないかと私は思うのですがどうですか。

(日原委員)

私は魅力的だということが第一義であれば、あり得るかなと思いますけれども、無制限にいろいろ出てきますと、各自治体間で提案件数の多い少ないで不公平になったりして、交通整理が大変だなというように思います。

(中村会長)

そうですね、分かりました。この件はいろいろ議論があるだろうと思いますので、いろいろ意見を出してもらいましょうか。堀委員、何かありますか。

(堀委員)

今の件にも直接かかわるのですけども、通常、眺望景観、まして資産という以上、普通はその上の土地利用は見えるにしても、ベースの地形が見えていることが普通の眺望景観ですよ。

従って、それは地形が大改変するということは、通常あり得ないので、地域の財産という考え方ですよ。建物一戸とか生け垣というのは、将来にわたって、いわゆる資産としてその存続がどうやって担保されるのか。普通は地形の骨格構造が見えているのが眺望景観ですよ。もちろんそれにこだわる必要がなくて、なるべく幅広くという考え方もありますから、別にこだわってくれということではないけれども、常識的には眺望景観というベースの地形が見えているということイメージする、ということです。

それから、資料の眺望景観資産の指定の方針の視点場のところの検討をお願いしたいと思ます。視点場については、なかなかうまく設計するというのは難しいです。ここを見ると、「良好な視点場が整備され」すなわち、うまく視点の場がつけられている。「または整備されることが確実であり」と書いてあります。「確実」というのはなかなか厳しいので、「整備が期待される」くらいのことにはしないとなかなか大変ではないかと思ます。

仮に今現在、視点の場がうまくつけられていなくても、視点として重要であればそれでも指定していいのではないかと。むしろ、指定したのだから「視点の場をうまくつくってくれ」、「期待しますよ」と、そういう考え方もあるのではないかと思う。これを視点の場の状態を条件にするとほとんど指定できなくなってしまうと思う。視点さえよければ、いい整備を期待したいということではないかと思う。

それに絡むのですけれども、この眺望景観資産の指定の仕方です。普通、景観であまり何々から見たと言わないと思うのですが、視点何々からの何々の眺望というよりも、どこからということ強調したらいいと思ます。それで先ほどの事務局の説明にあった八景式の愛称を付けても構わないのだけれども、指定はどこから見た何々とするべきだと思す。事務局の説明でもそうやっていましたけど、指定の方法で視点を明確にして視点何々、視点をわざわざ付けなくてもいいけれども、何々からの何々の眺望というふうにしたらどうでしょうか。それで、視点の場というのはあんまり強い条件にするとハードルが高くなるのではないかなと思すので、むしろうまく整備を期待しようという考え方でいいのではないかと。

もう一つ、その下に車等でアクセスできることとあって、「等」と書いてあるのですが、やはり普通はハイキングコースの上の展望台みたいなところからは大景観が望める、それこそまさに眺望景観なので、車でアクセスできないと駄目ということではないと思すのですけれども、もう少し表現を考えたほうがよろしいのではないかなと思ます。以上です。

(中村会長)

どうもありがとうございました。石川委員、どうぞ。

(石川委員)

冒頭、視点場の指定というのがあるかどうかという質問をしたのですけれども、例として眺海の森を出したわけですが、いまの堀先生が指摘されたところの「良好な視点場の整備」という「良好な」と「整備」というのは非常に問題ある話だなと思っています。

眺海の森の場合、極めて個人的なことで申し訳ないのですけれども、かつて、むしゃくしゃするとそこに吹っ飛んで行って、ぼーっとしていると気が晴れてしまうというぐらい、すばらしい景観なのです。ところがある時期から駐車場を整備して、白線を引いてしまったのです。そうしたら否応なしに視野の中に白線が入って景観が滅茶苦茶になってしまって、それからもう行かなくなりました。

良好な視点場の整備という意味が、例えば駐車場を整備すると良好な整備になってしまうみたいな感じもありまして、非常に難しい話になるわけですが、この辺は非常に微妙な話ですね。表現の仕方がどうあるべきなのかということと絡めて、視点場の整備というのが、指定の

方針になるのかどうか、この辺ちょっとお伺いしたいのですが。

(事務局)

良好なというのは、本当にどういうのが良好かというのは、その場その場で非常に違うような気がしています。具体的にすべてに共通する良好な視点場というのは、ちょっといまお答えできません。

(中村会長)

視点場にもいろいろなパターンがあって、その話を議論すると本一冊ぐらいの話になってしまうので、こういう法的な議論の場合には、良好な視点場ぐらいでよいのではないのでしょうか。もし、必要なら別途、資料をまとめるということはあるかなと思います。本文としてはこんなものしか書けないのではないですかね。

(事務局)

あともう一つ、視点場だけの指定というお話だったと思いますが、やはり眺望景観資産ということで、主対象を例えば眺海の森から見た日本海と雄大な庄内平野という形で複数にもできると思います。単一的に海とか、それから平野とかということではなくて、そういうことで複合的な主対象というのもあり得ると思いますので、やはりそれはきちんと決めて、指定するという形にしたいと思います。視点場をそれだけで指定できるかということについてはやはり難しい、視点と主対象がセットであるべきだと思います。

(中村会長)

ほかに何かお気づきの点ございますか。はい、どうぞ。

(岩鼻委員)

この米沢の武家屋敷の街並みですとか、あるいは羽黒山の宿坊の街並みなどは、理想としては街並み保存で伝建地区に指定するというふうなことが望ましいと思いますけれども、ただ、そこに至るのはなかなか大変なことですから、まずその第一歩としてこういった形で眺望景観資産として指定をするというのには名案だとは思いますが、ただ、指定された場合、仮に景観を乱すような行為といいますか、何かそういうことがあった場合に、規制は可能なのでしょうか。その辺りいかがでしょうか。

(事務局)

この眺望景観資産は、指定によって直接規制が働くものではございません。指定することによって、その周辺のまちづくりなどに生かしていこうということになりますので、指定のあとに、この風景を守るために市町村なり住民の方と一緒に、まちづくりに努めていくということになります。

(中村会長)

眺望を守るための行為は、基礎自治体にお任せするということですか。

(事務局)

県と市町村が一緒になって地域の活性化に資するようにいろんな施策を講じていくことに努めることになります。

(中村会長)

そのことについては、いまのこの資料に書いてありますか。

(事務局)

条例の第28条に書いてあります。

(中村会長)

第1項に「県民の理解を深めるように努めなければならない。」、第2項に「視点が所在する市町村と連携を図りながら、当該眺望資産が地域の活性化に生かされるよう必要な施策の推進に努めること」と定められているのですね。ただ、眺望景観が地域の活性化に生かされるように努めるという問題と、眺望景観が阻害されたときにどうするかという問題とは少し違うのではないで

すか。

(事務局)

補足させていただきます。お手元のファイルの山形県の景観計画を御覧ください。実は具体的な定めはしていないのですが、眺望景観資産を指定した場合は、必要に応じて資産の保全のための景観形成基準を別途定めるものとするという項目があります。

これは通常の届出の景観形成基準に加えて、例えば影響する範囲の眺望景観に関する基準を定めて、盛り込めないかという視点で考えています。指定後の届出等にも生かしていけるようなことを考えていきたいということにしています。

(中村会長)

分かりました。いまの件は、非常に将来問題が起きる可能性があると思われま。眺望景観に関してはいろいろ議論があって、例えば、最近問題になったのは、盛岡ですか。盛岡のお城から見た岩手山というのは、ふるさとのシンボルみたいなところで非常に重要だった。ここで言えば眺望景観だったということですね。ところが市内の建造物の高さがだんだん高くなってきて見えなくなってきた。従ってそれを適切な措置を講ずるということは、高度規制しないといけなくなるわけですね。これは都市計画法上の規制行為になるのでしょうかけれども、行政行為として非常に難しい行為になります。そういう行為を、いまの話は原則的には含むと理解しないといけなくなるのですよね。都市の場合は、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

もちろんその当該市町村の協力がなければできない話です。それから、例えば山形市の文翔館の周辺は山形市の景観条例に基づく住民協定で、高さを抑えているところがございます。京都や外国でもそういう事例がございます。方法は、住民協定とか、厳格なのは会長がおっしゃったような高度地区設定とかありますけど、例えば世界遺産になってその部分を守るのだとなれば、そこまで規制することも必要だと思っています。今現在としては、そこまではここには書き込めなかったということです。ただし、方向性としてはそういう理解で結構だと思います。

(中村会長)

ほかに何かお気づきの点ありますか。

(日原委員)

二つございます。

先ほど、堀先生から視点さえよければ、いい整備を期待したいという意味での指定との話がありましたが、歴史的にも価値のあるものを保護するような場所で、現在整備されていないところ、例えば卑近な例でいうと「鳥居ヶ丘の石鳥居」なんかは本当に住宅で全部囲んでしまって、個人の住宅のための鳥居のような感じになっています。県の重要文化財にもなっているのではないのでしょうか、ああいったものを放っておくのはどうかと思います。そういうものこそ、眺望景観資産に指定してはいかがかと思います。

それからもう一つの問題は、以前私も関わって寒河江市で眺望景観、寒河江市八景を選ぶという作業をやったことがあります。結果として、絞り切れないで十景になったのですが、例えば寒河江市がこれを全部認めてほしいというような場合、どうするのかということです。他の市町村はそこまでやっていないところが多いと思いますので、そういった場合、やっぱり不公平なものが生じるような気がしますがいかがでしょうか。

(事務局)

まず、石鳥居の件です。やはり眺望景観資産に指定して、そして方向性として周辺を整備するやり方もあると思いますが、ここでは近くに既に家が建っていますし、既存との関わりの部分がございますので、指定は非常に難しい案件だと思います。

あともう一つの点は、今回100程度という指定の数を提案しましたが、どの市町村からも均等に眺望景観資産を選び出すという取組み方とちょっと違うことを考えています。やはり、がんばっ

ているところがその資産の価値を景観審議会でも認めていただいて、山形の代表的な景観だということであれば、どんどん指定していくべきであるし、数の偏りとか不公平とかではなく、やはりがんばる地域の一つの励みというような視点で考えるほうが、これからの地域づくり、まちづくりにはいいのかなと思います。

(中村会長)

ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

(石川委員)

分かる範囲で教えていただきたいのですが、文翔館を眺める場合、かつて、山形市役所の前のところに非常に大きな駐車場の案内表示板がありました。ここ以外にもあちこちにありましたが、市役所前のところの表示板が取られてから、いつの間にか全部なくなりました。

私は表示板を作ったときに文句をつけたのです。そうしたら、市役所でアンケート取りまして、「非常に利用されています」という理由をとうとうと公表して反論してきたのですが、いつの間にか全部取り払われたのですね。世論に負けたわけじゃないのでしょうか、価値観が変わったのかどうか、その辺どういう作用が働いたのか、お分かりになればお願いします。

(事務局)

私も文翔館の裏のマンションのときには、直接、交渉しました。結果として、マンションの方からは御協力をいただいて下げていただいたわけです。そのときは、「市役所の正面前から文翔館を見たときにせめてマンションを見えなくしよう」というふうな合意が得られたときに、同時に「あの案内表示板、絶対邪魔だよ」というふうな話題は行政の内部でもありました。

そもそも、駐車場案内システムは、遠くから来た人に、市内全体の駐車場の案内をして、近くに行ったときは個別駐車場の案内をするという全国に先駆けたシステムだったわけです。しかし、耐用年数がきて更新する時に、また同じぐらいのお金がかかるというふうなこともあって山形市の方で結果的にすべて取り払ったということです。それについては県の部分もありましたが、県も市と合わせて、一緒に取り払ったという事情です。結果としては、非常に文翔館が見えやすくなったと思います。

あと残っているのは案内標識と信号ということになりますが、案内標識は国土交通省で制定している基準があって、設計速度に応じて文字の大きさとかが定められておりますので、大きさがなかなか変えられません。一方、ヨーロッパなどに行くと、あんまり目立たない案内標識が出ていたり、信号にしても日本ほど大振りなものでないものが、脇のほうにちょこっとあるということもあるので、そういった点でももう少し景観行政が進展していくと、少しずつ波及していくのではないかと思います。

(中村会長)

ありがとうございました。この件は、いずれにしても今日結論を出す必要はありませんので、皆さんからの意見をもとに、もう一回整理して次回に出していただきたいと思います。

私の個人の感想としては、眺望景観という言葉自体の概念をもう少し詰めたほうがいいと思います。例えば、いまの文翔館なんかの場合も、周りも重要な場所ですから、広告物あるいは電柱その他は撤去するほうがいいわけですけど、その場合には、眺望景観という概念は必ずしもなくてもそれはできるわけです。

むしろ、この場合に眺望景観という概念を入れると何が起きるかという文翔館の背後に超高層ビルが建ったという、これはスカイラインを侵すことになります。こういうことが普通言っている眺望景観というもので、フランスのフュゾー規制というのはそういう眺望規制ですね。背後も含めてスカイラインを侵してはならないという規制です。先ほどの盛岡の場合もそれに近いのですが、そういう場合を言うのです。

ですから、10メートル先にある街並みの形をどうするかとなると、非常に性質が違うのですね。眺望景観の概念をそういうふうにすると、規制そのものが非常に厳しくなります。日本の場合は、

法的にはいまどういう状況になっているかわかりませんが岡山の後樂園の内部から見た周辺のスカイラインを侵さないようにしようというようなことをいろいろ苦労しているけれどもあれは一種の眺望景観だろうと思います。そういうふうなことを少し整理してみたらどうでしょうか。こういう街並みで使う場合と、それから前半で出してもらったような非常に大きな山を見せるいわゆる大景観論とでは少し性質も違いますし、県としてのお立場はどちらなのか。あるいは両方なのか。私としてもその辺りが少し気になりました。整理する必要があるかと思います。

(前内委員)

会長の言われるとおり、そもそも眺望景観というのは一体何なのかというのをしっかり定義をしておかなければいけないと思います。国土がずっとそのままの姿でいるわけではなくて、どうしても、道路とか、鉄道など必要に応じて手を入れなくてはならない場合がある。そういったことと良好な景観を将来の世代に継承するということとどうバランスを取るのか。まさにそれこそ行政行為だと思うのですけどその行政行為を本来議論しなきゃいけない。そのときに眺望景観というそもそもの対象が定義できていないと、全く議論にならないと思いますので、それはぜひ県のほうでも詰めてほしいと思います。

あともう一つ、眺望景観の数ですけど、そもそも山形県の景観条例の目的、これを達するためにはいくつぐらい要するのかというのは、県の施策として考え方をきっちり整理しておかないといけないのかなと思います。一つの市町村あたり2から3個というのは、ちょっとどうかと思います。

(中村会長)

ありがとうございました。それでは、この件については、少し事務局でまとめていただいて、うまくいけば次回までに、次回原案で採択ということがあるかと思いますが、少しお時間をいただきたいと思います。

本日、報告事項でもう一つ重要な案件がございまして、行為の届出の状況についてというのがございます。これが2件あると聞いておりますので、これについて報告を承りたいと思います。報告の2についてお願いいたします。

(事務局)

「行為の届出の状況について」を説明。(略)

(中村会長)

ありがとうございました。この件については、山畑部会長のほうから補足説明をお願いいたします。

(山畑委員)

2件、審査部会にかかりまして、最初の案件ですけれども、説明にありましたように、もともと2棟の建物を増築により1棟にする計画で、平面で見ると複雑な形状になっています。部会では基調色が基準に合うように変更をお願いしたということですが、説明にもありましたように、ガラス面の扱いというのが非常に難しいということでした。それともう一点、白く塗装したところに、夜になりますとそこにライトアップをして全く違う色がつくということが、盲点といえば盲点でして、光による色のコントロールということが現状では全く規制できないということが今回の事例を通して一つ分かったことであります。今後何らかの対応が必要であろうかと思っております。

それから2件目の案件ですが、これは土地を取得して事業計画を行ったのが、景観計画施行前であったということもあったのですが、実際には屋根、建物の一部が眺望面にかかっていたものです。構造的に、屋根を下げたりとか、対処する方法はあると思うのですが、それをやるよりは、その周辺の屋敷林のイメージで建物を覆ってくれたほうが、はるかに景観的にはいいのではないかといういろんな意見がございまして、今、御説明がありましたような、高さが無理であれば周辺を植栽して、その建物を周辺の固有の屋敷林的なイメージに整えていく方法での整備をお願い

しているという状況でございます。以上です。

(中村会長)

ありがとうございました。以上の御説明のとおり、この案件は景観法に基づく重要な行為ですが、部会で審議をなさって、すでに関係者にこれを告知してあるわけですね。

従ってこの審議会では報告だけでございますけれども、今後の部会の運営ということがございますので、皆さんの御意見を伺っておきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(小山委員)

今回の案件で白い看板で、照明で色がついたのにはちょっと驚きました。盲点だなということが分かりました。そもそも色というのは光であるということのをわれわれは忘れていたなという思いをしております。ですから、これから窓の色、それも中から別の色を照明で色を変えられれば、全くその建物自体の印象が変わっていくわけですから、今後その辺も何かの課題にして、届出のチェックも必要ではないかなと思っております。

それから、今回のことに直接関係はないのですが、昔、山形市で夜にレーザー光線みたいなので空を映して非常に問題になったということがあります。そういうことから、照明についても何らかの手立てが必要ではないか、法令を改正するにはちょっとまだ早いのですが、その辺も考えていけたらと思っております。

(日原委員)

届出書でディープレッドとなっても、図面での色の表現の印象が違って、実際の感じ方と乖離があるようで、すごく疑問を感じました。

(中村会長)

この件については、審査部会でもいろいろ議論があったように聞いております。部会の中でも、現在の基準では決して十分だというふうには思っておられないようなので、今後その審査基準を経験に基づいて少しずつ修正していくというようなことになるのだらうと思っております。やはり、現在のままでは決して十分だとは言えないと思っております。

これは景観法の問題と、それから屋外広告物法の問題と両方あるわけですね。多分、両方がかかわってくるのだと思っておりますけれども、この経験をなるべく生かして、より一層われわれの趣旨が生かせる方向で、事務局のほうで検討していただきたいというに思っております。

山畑委員、どうですか。今後のことについて。

(山畑委員)

今回の2例だけでも、かなりいろいろ課題が出てきたなという感じはしております。それで、色の問題は基調色さえ良ければと良いという問題ではないということです。今回の案件でも、全体の色の使い方とか景観に対する調和というところが、現状の枠組みの中では、なかなか、指導、勧告はやりにくい。

それから、屋外広告物の関係ですと、やはりガラス面の内側から貼られたもの、これは屋外広告物ではないものですから、取り締まりの対象にならないので、この辺はやはり景観という観点から何かの考え方を示す必要があるのではないかなと思っております。

(中村会長)

この問題は、さきほどの眺望景観と一部議論が重なっているんですね。あの場合の眺望景観と、いまのような鳥海山への眺望という話とはどういうふうにつながるんですか。

(事務局)

これにつきましては、行為単独での眺望面を超えるか超えないかという基準になっております。

(中村会長)

そうすると、先ほどの眺望景観の話とは違う眺望ですね。

(事務局)

例えば、あの部分の鳥海山の眺めを眺望景観資産に指定した場合につきましては、何らかの別

な基準を定めるとか、そういったことで防ぐことは可能ではないかと考えます。

(中村会長)

もう一つお尋ねしますが、こういう場合で、特に全県的ないは日本を代表するような山岳に対する景観であって、厳しくしたいという場合に、仮に景観地区に指定したら、こういう建築行為は全面的に規制できますか。

(事務局)

景観地区に指定した場合には、かなり厳しい規制になります。ただし、今回の行為場所は都市計画区域外になっていますので、集落というように扱えれば準景観地区の指定はできます。

(中村会長)

都市計画区域外でも規制できるのですね。

(事務局)

都市計画区域外でも可能です。

(中村会長)

そうですか。都市計画区域内の場合は景観地区になるのですか。

(事務局)

景観地区になります。

(中村会長)

景観地区にすると、都市計画審議会の範疇に入ってくるのですね。

(事務局)

はい。それは都市計画に定めることになっています。

(中村会長)

そうですね。区域外の場合はどうなんですか。それはわれわれだけで決められるんですか。

(事務局)

区域外の場合は市町村の条例等で準景観地区を定めることになっています。

(中村会長)

市町村で決めるのですか。

(事務局)

はい。景観地区も市町村になっています。

(中村会長)

そうですか。理論上、非常に厳しいやり方を取ろうと思えばできないこともないということですが、実際問題として、要するに郊外に散らばっている新しいドライブイン型の商店街とか、ショッピングセンターとか、そういうものの景観を厳格にやっている自治体というのは、おそらくないだろうと思います。これは非常に大きな課題ではありますけれども、やはりわれわれの考えなければいけない問題として認識する必要があると思います。もう打つ手が全然ないというわけではないと思いますので、これからわれわれの範囲内で少し基準を細かく運用していくことも考えてみたらどうかと思います。

今日は、部会のほうからの報告を受けたということで、議論するだけで終わってしまいますけど、どうしたらいいのでしょうか。景観法そのものは変えられないのだけれども、県の景観条例とその運用に関して、少しずつ変えていくというような議論もいずれしなければならぬのではないかと思います。

(事務局)

今、会長が言われたことについては、非常に大きな課題だと感じております。ただし、景観条例も7月からの施行で半年しか実績がないので、もう少し状況を見て、そして課題等も整理して、やれるものからやっていきたいと考えています。

また、全国的な課題の部分もございますので、それは国とも情報交換しながらやっていきたい。

例えば、夜の照明の色というのは非常に難しい問題があって、夜の景観をどうするかという、ちょっと別の視点が必要になってきますので、もう少しそこは整理して、そしてその課題の整理の状況によってもまた御報告するなり、御意見をいただくような形にしたいと思います。

(中村会長)

ありがとうございました。それでは、大分、われわれに与えられた時間を過ぎておりますので、本題はこのくらいで終了したいと思います。

その他、日原委員のほうから何かコメントがあると聞いておりますのでお願いいたします。

(日原委員)

前々から、景観審議会でこういう問題を取扱ってもらえないのかという疑問がありました。

それは警察庁、国土交通省で一昨年度制定されたのですが、最近、自転車と歩行者との事故が非常に増えまして、自転車専用レーンというものを設けるといことで全国98の拠点でモデルの地区を作っていますが、そのレーンの推奨色が青になっています。

それで、行政のどのホームページを見ても、そういったものを推奨している形になっているので、大体使われている色が高彩度の青いレーンになっています。

例えば、山形の場合、中心街が七日町なのですが、そこにこの自転車レーンができました。この七日町の場合は、まちなみ景観とともに交通安全という2つの側面をもっています。しかし管轄は両方とも国土交通省です。一方では景観をよくしろという話になっていまして、もう一つは安全重視という観点で見えていまして、縦割りの別々の管轄で進めております。そのため、ここでまちなみを整備しようとするとお互いにできるだけ抑えて、調和を保とうという方針になっていくのですが、道路の安全ということを考えますと、できるだけ目立たせようということになります。そうすると一つの省庁で矛盾することをやるということになります。

こういったことは歩行者の面から見ると、非常にまちなみが崩れるという印象を受け、安全も分かるけれども一体どっちだという不満が出てきます。

国の施策を県が実施していくというトップダウンになっていますが、下から意見を上げるという、そういうことをこの景観審議会できないものかと意見を投げかけておきたいと思っています。

(中村委員)

配付資料のなかで、福島市だけ色が違うのはどうしてでしょうか。

(日原委員)

福島市内は色を付けているのですけれど、グリーンになっております。

(中村委員)

あまり目立ちませんね。

(日原委員)

はい。非常に明るいグリーンを使っています。

(中村委員)

この色でも別にいいのですか。

(日原委員)

はい。それは、国土交通省の言い方は、既に条例があるところはそれぞれで考えてほしいということです。

(中村委員)

地元で条例があるならばそれを優先してもいいという考え方ですか。だったら、条例のとおりにしたらいけないじゃないですか。

(前内委員)

道路を管理しております、国土交通省でございます。まず一つ大きな誤解がありまして、トップダウンではなくボトムアップです。なんのボトムアップかといいますと、七日町の商店街の皆

様です。この112号はどうしても路上駐車などが多く、車両が一方通行であるが故に、自転車の走行の向きというのが、全国でも特異な形態になっています。それで、歩道とか車道とか自転車という形で本当は分けるのではなく、譲り合って使えばよいのですが、まだそういったところにいくまでには時間がかかりますので、まず道路をみんなでちゃんと使うにはどうすればよいかということをして七日町の商店街の方々と市と県と国土交通省が入った形で議論したところです。

それで、悩みは2つあります。一つはどうやったら譲り合って、みんなの道路なので例えばタクシーの方も使うし、自転車の人も使うし、自家用車の人も使うし、バスも使うし、歩行者も使うという中で、どうやっていけばいいのかというのが一つめの悩みです。

二つめは、色であります。交通安全上は目立たず方向でいかなければならない。ただ、景観の面から見ると目立たない方がいい、また健常者だけではない、いわゆる色弱の方々がいらっしゃる、そういったところをどうやってバランスをとるかというのが非常に大きな悩みどころとなっております。

ちなみに今回の七日町のレーンについて事後にアンケートをとってございます。11月頃だったかと思いますが、むしろこういった色合いに不快感をもつという人は2パーセント程度であったと記憶しております。大体半数の方が、気にしていないのかもしれませんが、いいじゃないかという評価でした。今日、山形新聞の記事のほうにも出ておりましたが、こういったことは試行錯誤でやっていくものだと思いますので、色合いとか、そもそもの道路の使い方も含めて、いろんな方の意見を聞きながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御指導の程よろしく願います。

(日原委員)

こういった問題も審議会で取り上げていただくことを検討してもらいたいと思います。

(中村委員)

わかりました。いろいろと法令の間の矛盾というのは他にもありまして、かねてから問題になっている建築確認の確認申請と景観法の間では論理的に必ずしも結びついてはいないのです。ここでどういう意見を言っても、確認申請が独立に進むというのはやっぱり一つの問題だと思います。他にもあるかもしれませんが、いずれそういう問題がしばられてきたらメモをして国土交通省のほうに我々審議会の意見として送るかどうかが扱いは考えたいと思いますけれども、何らかのメッセージを発する必要があるかもしれませんね。

今日問題が提起されたことについても私ももっともだと思います。今の御説明だと少しわからなかったのですが、自治体の条例でそれぞれ定めるのであれば、それはそれでいいというお考えなのですか、現行の扱いは。

(日原委員)

それぞれの自治体が定めることができますとなっておりますが、定めていないところが多いです。

(中村会長)

そうですか。わかりました。

(小山委員)

県道であるとか、市道であるとかでも、この色にしてほしいということがあったように思います。

(中村委員)

これは、国土交通省においての推奨ということになっていると思いますが。それは道路の管理者によらず全部だと私は理解していたのですが。

(小山委員)

我々が決めてもいいという道路もあれば、上の方からこの色以外使ってほしくないという色まであったように思います。

(中村委員)

そのへんのことは、私はよくわからないのですが、同じ国道でも県が管理しているところもありますし、国が直轄でやっているところもありますし、その管理者によって考え方が違うと思います。

(小山委員)

はい。管理者や担当者によって変わると思います。

(中村委員)

その件についても留意しておこうと思います。それでは今の件についてはもう少し考えていただきたいと思います。他にないようでしたら今日の審議を終わりにしたいと思います。

平成 21 年 2 月 10 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員